

北海道告示第10460号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

なお、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月27日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その21)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 社会福祉施設整備事業（老人福祉施設等の整備は除く。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第124号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉施設等の整備を行うことにより、社会福祉施設入所者等の福祉向上を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>		<p>1 次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する経費 (3) 職員の宿舎に要する経費 (4) 児童厚生施設等整備事業に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する経費 (5) その他整備費として適当と認められない経費</p>		<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 障害者総合支援法等に基づく施設の整備</p>	<p>社会福祉法人等</p>	<p>1 本体工事費 施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>					

		<p>品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又は本欄の他の工事費において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p> <p>2 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>(2) 児童厚生施設等の整備</p>		<p>1 本体工事費</p> <p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又は本欄の他の工事費において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p> <p>2 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>						

ア 小型児童館、児童センター	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)		<p>3分の1以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
イ 放課後児童クラブ	市町村		<p>3分の1以内</p> <p>(国通知第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合。</p> <p>6分の1以内)</p> <p>(市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合。</p>					

			<p>9分の2以内)</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>				
ウ 病児保育施設	市町村		<p>3分の1以内</p> <p>(市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づき、社会福祉法人、学校法人及び医療法人が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合。</p> <p>10分の3以内)</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収</p>				

			入金の控除等を行う。ただし、市町村が市町村以外の者が行う施設の整備に対して補助を行う場合、その整備の費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しない。）					
(3) 児童福祉施設等の整備	社会福祉法人	<p>1 本体工事費 施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又は本欄の他の工事費において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p> <p>2 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> <p>(『里親委託・施設地域分散化等加速化プラン』の実施方針について』(令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づく</p>					

				「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた児童養護施設に係る整備事業で、要件を満たす場合 4分の3以内)				
--	--	--	--	---	--	--	--	--